

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託 提案審査基準

(趣旨)

第1 この基準は、市が実施する公募型プロポーザル（こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託）による応募者から委託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

(委託候補者の選考)

第2 プレゼンテーション審査により委託候補者を選考する。なお、応募者が1者だった場合、子ども未来部長が書類による審査が可能である判断した場合は、書類審査に代える場合がある。また、応募者が3者を超える場合は提出された書類による事前審査を行い、プレゼンテーション審査を実施する3者を選考する。

(審査員)

第3 応募者の中から委託候補者を選定するため、次のとおり審査員を置く。

(1) プレゼンテーション審査に係る審査員（書類審査に代えた場合も同様とする。）

子ども未来部次長、子ども青少年課長、こども家庭センター所長

(2) 事前審査に係る審査員

子ども青少年課長、子ども青少年課企画係長、こども相談室長

(審査の基準)

第4 審査の基準は、事業に係る提案額が、市が定める上限額を超えないこととし、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 企画提案の内容（運営方針、各項目の取組により期待できる効果）

(2) 事業遂行能力

(3) 提案事業の経費積算の妥当性

(4) その他（加点要素）

(審査の方法)

第5 審査は、第4に規定する基準に基づき定める「公募型プロポーザル評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査により、各審査員が評価点を付すことにより行うものとする。

2 各事業の評価表は、別紙のとおりとする。

(委託候補事業者の決定)

第6 第5の審査の結果から、審査員ごとに順位点（1位を3点、2位を2点、3位を1点）を付し、順位点の合計が最も高い応募者を委託候補者とする。

2 前項の場合において、順位点の合計が最も高い応募者が2者以上あったときは、審査員の協議により、委託候補者を決定するものとする。

3 委託候補者が辞退した場合は、順位点の合計が2番目に高い応募者を委託候補者とする。また、この者が辞退した場合は、順位点の合計が3番目に高い応募者を委託候補者とする。

4 前項の場合において、順位点の合計が2番目に高い応募者が2者以上あったときは、審査員の協議により、委託候補者を決定するものとする。

5 ただし、審査員の合計点数が 100 分の 60 に満たない者は、委託候補者とししないものとする。

(選定結果等の公表)

第7 選定結果は提案事業の応募者全員に通知するとともに、公表する。ただし、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

公募型プロポーザル評価表

評価項目		評価ポイント	配点
企画提案内容 (配点 60 点)	運営方針等	事業の目的を理解し、本市のこども施策を推進することができる内容となっているか。	10
	こどもの意見表明の機会確保	・こどもが自身の意見を表明しやすく、かつ尊重されるよう配慮された内容になっているか。 ・こども会議における議題の趣旨を理解し、こどもの意見を効果的に引き出せる企画内容となっているか。 ・こども施策に関する知識や経験を有する者が設置されているか。	20
	周知啓発ツールの作成	こどもの意見、専門性、デザイン性が確保できていることが期待できるか。	15
	出張版こども会議	会議の開催回数、時期は適当か。	5
	プラットフォーム構築に向けた交流会等	こどもの参加回数、時期は適当か。	5
	講演会	こどもの参加が期待できるか。	5
事業遂行能力 (配点 25 点)	業務実施体制等	円滑な業務の遂行な可能な人材・実施体制であるか。	10
		専門家・助言者の外部専門家等を活用しているか。	10
	業務実績	本業務と同種又は類似の業務実績は十分か。	5
経費積算の妥当性 (配点 5 点)	予算額	予算額は適切に積算されているか。	5
その他 (配点 10 点)	自由提案、特筆事項	自由提案、特筆すべき提案事項があるか。	10
合 計			100

※採点はその他以外の各項目以下のとおりとする。

5 点 特に優れている 4 点 優れている 3 点 普通

2 点 やや不十分 1 点 不十分

※その他の項目は

5 点 自由提案及び特筆すべき事項がある

4 点 自由提案又は特筆すべき提案事項がある

3 点 自由提案も特筆すべき提案事項もない